

第112期定時株主総会 招集ご通知



日 時 平成27年6月26日（金曜日）
午前10時

場 所 秋田市山王三丁目2番1号
当行本店10階大会議室

目次

第112期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	2
計算書類	28
連結計算書類	31
監査報告書	33
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	36
第2号議案 取締役11名選任の件	37
株主総会会場ご案内略図	

株式会社 秋田銀行

株主各位

秋田市山王三丁目2番1号

株式会社 **秋田銀行**

取締役頭取 淳屋 隆夫

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第112期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時

2 場 所 秋田市山王三丁目2番1号

当行本店10階大会議室（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

3 株主総会の目的事項

報告事項 1 第112期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

2 第112期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

（以上）

お願い

当行ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限るとさせていただきます。）

お知らせ

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、株主資本等変動計算書、個別注記表、連結株主資本等変動計算書および連結注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当行ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。

当行ホームページ (http://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki_soukai.htm)

添 付 書 類

第112期（平成26年4月1日から）事業報告

1 当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

a 当行の主要な事業内容、金融経済環境並びに事業の経過及び成果

イ 当行の主要な事業内容

本店ほか支店95か店、出張所1か店、計97か店において、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

金融経済環境

国内経済環境

平成26年度の国内経済は、年度前半、消費税率引き上げにともなう駆け込み需要の反動から個人消費が大きく落ち込んだほか、輸出も伸び悩むなど、景気回復の動きに足踏み感がみられました。年度後半は、個人消費に弱さがみられたものの、好調な米国経済を背景に輸出が堅調に推移したほか、企業の生産活動にも改善の兆しがみられるなど、景気は緩やかな回復基調を維持しました。この間、企業収益は製造業を中心に改善傾向にありましたが、設備投資は企業の慎重姿勢が続き、概ね横這いで推移しました。なお、雇用・所得環境は、改善の動きが続きました。

県内経済環境

当行の中心的な営業基盤である秋田県の県内経済は、年度前半、国内経済と同様に景気回復の動きに足踏み感がみられました。年度後半も、個人消費は弱い動きが続いたほか、企業の生産活動も横這いで推移するなど、景気は足踏み状態が続きました。産業別の動向では、主力の電子部品・デバイスは、スマートフォンや車載向けの部品需要が増加し、高水準の生産を保ちましたが、機械金属、木材などは弱含みで推移しました。需要面では、公共工事が概ね堅調に推移したものの、住宅着工は駆け込み需要の反動減が続きました。また、商況は、大型小売店販売は底堅く推移しましたが、自動車販売は駆け込み需要の反動から大幅に減少し、弱い動きを辿りました。

○金融環境

金融面では、日本銀行による「量的・質的金融緩和」の継続等により、短期金利は0.1%を下回る低水準で安定的に推移しました。また、長期金利は金融緩和政策の拡大にともない概ね低下基調が続きました。一方、日経平均株価は、投資家心理の悪化により一時的に14,000円を下回る場面がみられましたが、国内景気や企業業績の回復期待などから、平成27年3月には15年ぶりに19,000円台を回復しました。また、為替相場は、日本銀行の大規模な金融緩和が継続するとの見方に対して、米国は金融緩和政策の出口に向かうなど、日米の金融政策スタンスの違いが意識され、一時1ドル=122円台まで円安が進行しました。

ハ 事業の経過及び成果

以上のような経営環境のもと、平成25年度からスタートした中期経営計画「あきぎん
<しんか³ (キューブ) >プロジェクト」で掲げた、①「お客様との取引の『深化』による収益基盤の確立」、②「一人ひとりが『真価』を發揮する組織の構築」、③「『新価』の創造による地域発展への貢献」の3つの重点方針に基づき、各種施策に取り組んだ結果、次のような業績となりました。

○総預金

個人および法人からの預金が増加したことから、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比654億円増加し、2兆5,607億円となりました。

期中平均残高は、前期比608億円増加し、2兆5,054億円（譲渡性預金を含む。）となりました。

○預り資産

預り資産の残高は、投資信託および生命保険の販売が増加したことから、前期末比67億円増加し、2,297億円となりました。

○貸出金

事業先、個人、地方公共団体向け貸出金が増加したことにより、貸出金の期末残高は前期末比529億円増加し、1兆5,492億円となりました。

期中平均残高は、前期比546億円増加し、1兆4,947億円となりました。

○有価証券

期末残高は、前期末比266億円増加し、1兆276億円となりました。

期中平均残高は、前期比366億円増加し、9,975億円となりました。

○損 益

経常収益は、株式等売却益の増加や役務取引等収益の増加等により、前期比29億6千6百万円増収の427億5千1百万円となりました。経常費用は、資金調達費用の増加等により、前期比8億1千8百万円増加し317億3千7百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比21億4千8百万円増益の110億1千3百万円となりました。なお、当期純利益は前期比5億2千万円増益の67億6百万円となり、過去最高益を計上いたしました。

○法人向け商品・サービス

法人部門におきましては、地元企業の皆さまの良きパートナーとして、多様なニーズにお応えできるよう努めるとともに、地域活性化や地域社会の発展に取り組むべく様々な施策を実施しております。

海外分野におきましては、昨年の「インドネシア・ベトナム経済交流ミッション」に引き続き「台湾・フィリピン経済交流ミッション」を実施いたしました。本ミッションでは当行の業務提携先である現地金融機関が持つネットワークを活用し、個別商談会や市場セミナーの実施など、お取引先の販路拡大に向けた活動を行っております。

また、今後の成長が見込まれる医療・福祉関連の分野では、複数の医療コンサルタントと業務提携し、医療関連ビジネスへのサポート体制を構築しているほか、雇用の創出に資する健康医療事業者の支援を目的とした「地域ヘルスケア産業支援ファンド」に対する出資を行っております。本ファンドでは、事業の成長に必要な資金の提供のみならず、ファンドが有する健康関連事業に精通した経営人材を活用することで、新たなヘルスケア産業の創出を目指しております。

アグリビジネス分野では、行内に「アグリビジネス推進室」を設置し、秋田県農業の振興に積極的に対応しております。具体的には、農業関連事業者を対象に「あきたアグリビジネス研究会」を設立し、事業規模拡大、経営の多角化、6次産業化による会員の経営発展を支援しているほか、稲作、畜産、園芸作物、女性農業者などをテーマとした定例会を実施し、情報提供や意見交換の場を設けております。

加えて、秋田県産業界での女性のさらなる活躍を支援するため、「女性創業者応援ローン『Bizこまち』」の取扱いを開始したほか、秋田県信用保証協会の創業支援チームと連携することで、具体的な経営相談や経営指導など総合的なサポートを実施し、女性による新しい視点でのビジネス展開の支援を行っております。

当行では、今後も様々な観点から産業の育成・支援を通じ、当行の経営理念である「地域共栄」の実践に努めてまいります。

○個人向け商品・サービス

個人部門におきましては、子育てしやすいまちづくりと定住人口の確保に向け、「子育て支援および定住促進に関する覚書」を県内自治体と順次締結し、これに基づいた「住宅ローン子育て支援特別金利」を導入しております。同時に、県内で増加する空き家の解体をサポートする「空き家解体ローン」や、子育て環境の充実をはかる「子育て世帯応援ローン」の取扱いを県内自治体との連携のもとで開始するなど、「住みよい社会づくり・地域づくり」の実現に向けた取組みについても強化しております。

また、9月にはインターネット専用支店「あきぎんこまち支店」を開設しております。インターネットを通じたお取引により、当行店舗にご来店いただくことなく預金口座が開設可能となり、様々なサービスを24時間、便利にご利用いただけます。加えて、あきぎんこまち支店オリジナルデザインのキャッシュカードを発行しているほか、一定回数まで当行ATM時間外手数料およびコンビニ等ATM利用手数料が無料となっております。

当行では、今後ともお客様の幅広いニーズにお応えできるようサービスの向上に努めてまいります。

○店舗・ATM

店舗関連では、角館支店を新築移転し営業を開始しております。店舗の外観は、武家屋敷、町屋、蔵など、角館地区の町並みに調和したデザインとしたほか、情報コーナーを設け、観光客向けのビデオ放映や観光パンフレットの設置などを実施しております。あわせて、敷地内のポケットパークには、仙北市が運営するデマンド型乗合タクシーの停留所を設置し、お客様の利便性を向上するよう努めております。

ATMにおきましては、当行キャッシュカードによるコンビニATMのご利用可能時間を延長し24時間ご利用いただくことが可能となりました。これにより、当行のキャッシュカードをお持ちのお客さまは、全国のコンビニエンスストアに設置されている、約44,500台のATMでのお取引を24時間ご利用いただけるようになりました。

○地域産業育成の取組み

再生可能エネルギーの分野におきましては、太陽光発電事業・風力発電事業を中心に案件組成支援、融資支援等に取り組んでまいりました。また、県内における送電網の整備・貸与を目的に設立された秋田送電株式会社に出資参加したほか、将来的な洋上風力発電事業を見据えたインフラ整備も視野に入れて取組みを強化しております。

事業承継におきましては、「あきた地域活性化支援ファンド2号」の活用によるお取引先の事業継続支援に取り組んだほか、後継者不在などにより事業継続が困難なお取引先に対しましては外部機関との連携によるM&Aのご提案を行いました。

○CSR活動

CSRへの取組みにおきましては、2015年を高齢化社会への対応元年として位置づけ、「あきざんエイジフレンドリーバンク宣言」を制定し、高齢者の皆さまが長「生き」することの応援はもちろんのこと、活動的に長「生き」していただくことを応援する銀行を目指すことを宣言いたしました。高齢化の進む秋田において、高齢者の皆さまの活躍が地域の発展に大きく貢献するものと考え、宣言に基づく諸施策に取り組んでまいります。

また、10月に行われた「第29回国民文化祭」では、開会式をはじめ会期中に県内各地で実施された事業に当行行員がボランティアスタッフとして参加し、運営に協力いたしました。

このほかにも、特殊詐欺被害等の未然防止への取組みを強化すべく、県内3金融機関とともに秋田県警察と「特殊詐欺等の被害防止に関する協定」を締結しております。

○資本政策

資本政策におきましては、株主の皆さまへの利益還元をはかるため、自己株式の取得および消却を実施いたしました。

b 当行が対処すべき課題

中期経営計画「あきぎんくしんか³」プロジェクト～期待を超える価値を提供しつづける銀行へ～」がスタートして、2年が経過いたしました。

計画2年目となる平成26年度は、すでに中間期において総貸出残高で最終年度目標を上回る実績を確保したほか、収益面でも計画を上回る水準を維持するなど、これまでの取組みが一定の成果をあげております。しかしながら、国内経済が景気回復基調を維持している一方で、景気回復の動きが地域経済へ浸透するにはまだ時間を要しており、地域に根ざす金融機関として、県内産業力の強化に一層のリーダーシップを発揮し、強固な経営基盤の確立に向けた取組みを加速しなければならないと認識しております。

平成27年度は中期経営計画の最終年度であり、引き続き経営計画に定める諸施策を着実に実行し、成果をあげていくことで、企業価値の向上をはかってまいります。また、地域金融機関の使命である、地域経済の活性化や地域社会の発展にいっそう取組み、経営理念である「地域共栄」を実践できるよう、役職員一丸となって全力を尽くしてまいりますので、皆さまの一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	22,857	22,734	23,634	24,397
定 期 性 預 金	10,909	10,526	10,793	11,305
そ の 他	11,947	12,207	12,841	13,091
貸 出 金	14,472	14,376	14,963	15,492
個 人 向 け	3,304	3,344	3,442	3,510
中 小 企 業 向 け	4,869	4,641	4,656	4,811
そ の 他	6,298	6,390	6,864	7,170
商 品 有 價 証 券	0	0	0	0
有 價 証 券	9,360	8,733	10,010	10,276
国 債	4,097	3,302	4,032	3,881
そ の 他	5,262	5,430	5,977	6,395
総 資 産	25,893	25,940	27,645	28,738
内 国 為 替 取 扱 高	119,168	122,276	124,160	131,265
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,453	百万ドル 1,552	百万ドル 1,314	百万ドル 1,122
経 常 利 益	百万円 7,088	百万円 6,118	百万円 8,865	百万円 11,013
当 期 純 利 益	百万円 3,347	百万円 3,429	百万円 6,186	百万円 6,706
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 錢 17.58	円 錢 18.14	円 錢 32.91	円 錢 36.14

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。

3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,409人	1,423人
平 均 年 齢	38年 7月	38年 6月
平 均 勤 続 年 数	16年 2月	16年 3月
平 均 給 与 月 額	380千円	384千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く平成27年3月中（前年度は平成26年3月中）の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

		当 年 度 末	前 年 度 末
秋 田 県	82店	うち出張所 (1)	82店
北 海 道	2	(一)	2
青 森 県	3	(一)	3
岩 手 県	1	(一)	1
宮 城 県	2	(一)	2
福 島 県	5	(一)	5
新 潟 県	1	(一)	1
東 京 都	1	(一)	1
合 計	97	(1)	97

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を176か所（前年度末171か所）設置しております。
また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を79か所および株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を176か所それぞれ設置しております。

□ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
あきぎんこまち支店（インターネット支店）	秋田市旭北錦町1番42号

(注) 上記のほか、秋田支店（秋田市）を大町支店（秋田市）に統合いたしました。

なお、店舗外現金自動設備については、湯沢支店湯沢市役所出張所、山王支店いとく川尻店出張所、本荘東支店グランマート一番堰店出張所、天王支店テラタ天王店出張所、大町支店大町五丁目出張所の5か所を新設いたしました。また、廃止した店舗外現金自動設備は該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	2,357
---------------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店 舗 の 新 築 ・ 改 修、 設 備 更 新	604
ソ フ ト ウ エ ア の 導 入 ・ 更 新	1,199
事 務 機 器 等 の 新 設 ・ 更 新	439
現 金 自 動 受 払 機 の 更 新	37

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
(株)秋銀ビジネスサービス	秋田市山王三丁目2番1号	現金精査・整理業務	昭和56年1月16日	30百万円	100.00%	
(株)秋田グランドリース	秋田市大町二丁目4番44号	リース業務	昭和50年5月29日	50	5.00	
(株)秋田保証サービス	秋田市旭北錦町1番42号	保証業務	昭和54年10月3日	420	98.04	
(株)秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目4番44号	カード業務	昭和61年4月2日	50	5.00	
(株)秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号	カード業務	平成2年8月8日	50	5.00	

- (注) 1. (株)秋銀ビジネスサービスは、平成27年3月31日をもって解散し、現在清算手続き中であります。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
- 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む。）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
- 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。

- 5 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
- 6 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 7 株式会社りそな銀行、株式会社サークルKサンクスおよび株式会社ゼロネットワークスとの提携 (バンクタイムATM) により、秋田県内のコンビニエンスストア等の店舗内に設置した、現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
湊屋 隆夫	取締役頭取 (代表取締役) 監査部担当		
佐々木 忠夫	専務取締役 (代表取締役) 秘書室、経営企画部 およびコンプライアンス統括部担当		
新谷 明弘	専務取締役 (代表取締役) 経営管理部、証券国際部、市場運用部 および東京事務所担当		
東海林 利夫	常務取締役 事務本部長 事務本部および審査部担当		
西村 典剛	常務取締役 営業本部長 営業本部担当		
佐々木 利幸	取締役 執行役員経営企画部長兼広報C S R室長		
小野 秀人	取締役 執行役員経営管理部長		
工藤 孝徳	取締役 執行役員審査部長兼企業経営支援室長		
高田 真千	取締役 執行役員営業副本部長		
渡邊 靖彦	取締役 (社外)	秋田中央交通株式会社 代表取締役社長 秋田中央トランスポート 株式会社代表取締役会長 秋田商工会議所名誉会頭	
豊口 祐一	取締役 (社外)	豊口法律事務所所長	
佐藤 隆夫	常勤監査役		
大渕 宏見	常勤監査役		
西村 紀一郎	監査役 (社外)	株式会社山二 代表取締役社長 山二施設工業株式会社 代表取締役 山二建設資材株式会社 代表取締役	
北嶋 正	監査役 (社外)	株式会社イヤタカ 代表取締役社長 株式会社プロデュース・ プロ 代表取締役会長	

- (注) 1. 取締役渡邊靖彦および豊口祐一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役西村紀一郎および北嶋正の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役豊口祐一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出でおります。

(2) 会社役員に対する報酬等

当行の役員報酬は、株主総会決議により定められた報酬等の限度額の範囲内で、役名・在任期間をもとに、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役の協議により決定しております。

(単位：百万円)

区分	支給人數	報酬等
取締役	12名	162 (35)
監査役	6名	38
計	18名	200 (35)

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の金額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額20百万円および株式報酬型ストック・オプション報酬額15百万円を含めており、それらを（ ）内書きしております。また、上記取締役および監査役の支給人數および報酬等の金額には、平成26年6月27日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって退任した3名分（取締役1名、監査役2名）を含めております。
 2. 平成18年6月29日開催の第103期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額（使用者としての報酬を除く。）は、取締役が年額173百万円、監査役が年額50百万円であります。また、上記取締役の報酬等の限度額とは別に、平成21年6月26日開催の第106期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、年額30百万円であります。
 3. 上記のほか、使用者を兼ねている取締役に対して使用者としての報酬47百万円を支給しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
渡邊 靖彦	秋田中央交通株式会社代表取締役社長 秋田中央トランスポート株式会社代表取締役会長 秋田商工会議所名誉会頭
豊口祐一	豊口法律事務所所長
西村紀一郎	株式会社山二代表取締役社長 山二施設工業株式会社代表取締役 山二建設資材株式会社代表取締役
北嶋正	株式会社イヤタカ代表取締役社長 株式会社プロデュース・プロ代表取締役会長

- (注) 1. 「兼職その他の状況」には、重要なものを記載しております。
2. 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役 渡邊 靖彦	13年9か月	当期開催の取締役会14回中12回出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。
取締役 豊口 祐一	9か月	取締役または監査役として、当期開催の取締役会14回全てに出席、監査役退任までの当期開催の監査役会5回全てに出席	弁護士としての立場から発言を行っております。
監査役 西村紀一郎	2年9か月	当期開催の取締役会14回中9回出席、監査役会17回中16回出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。
監査役 北嶋 正	9か月	就任後開催の取締役会11回、監査役会12回全てに出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。

(注) 豊口祐一氏は、第111期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、取締役に就任しております。

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役および社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である渡邊靖彦および豊口祐一の両氏、ならびに社外監査役である西村紀一郎および北嶋正の両氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	10 (0)	—

(注) 上記の報酬等の金額には、当事業年度の社外取締役に対する役員賞与引当金繰入額70万円を含めており、それを（ ）内書きしております。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	687,455千株
	発行済株式の総数	186,936千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	10,111名
-------------	---------

(3) 大株主

当該事業年度の末日において、当行の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の持株状況は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	8,046千株	4.34%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	6,492	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,292	3.39
日本生命保険相互会社	6,251	3.37
秋田銀行職員持株会	5,710	3.08
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	4,406	2.37
住友生命保険相互会社	3,447	1.86
東京海上日動火災保険株式会社	3,321	1.79
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,969	1.60
三井住友海上火災保険株式会社	2,928	1.57

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（1,618,665株）を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

(自己株式の取得状況)

平成26年7月30日開催の取締役会において決議した自己株式の取得について、同決議に基づき取得した自己株式の当期の取得状況は以下のとおりであります。

a 取得した株式の総数

3,006,000株

b 株式の取得価額の総額

877,752,000円

(参考)

上記取締役会での決議内容

取得する株式の種類

当行普通株式

取得する株式の総数

3,200,000株 (上限)

株式の取得価額の総額

960,000,000円 (上限)

取得日

平成26年8月1日

(従業員持株会信託型ＥＳＯＰ)

当行は、平成23年3月22日開催の取締役会決議に基づき、当行従業員持株会を活用し、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」を導入しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<p>① 名称 株式会社秋田銀行第1回新株予約権</p> <p>② 新株予約権の割当日 平成21年7月31日</p> <p>③ 新株予約権の数 173個</p> <p>④ 目的となる株式の種類および数 普通株式17,300株</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 平成21年8月1日から平成51年7月31日まで</p> <p>⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p>	4名
	<p>① 名称 株式会社秋田銀行第2回新株予約権</p> <p>② 新株予約権の割当日 平成22年7月30日</p> <p>③ 新株予約権の数 249個</p> <p>④ 目的となる株式の種類および数 普通株式24,900株</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 平成22年7月31日から平成52年7月30日まで</p> <p>⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p>	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<p>① 名称 株式会社秋田銀行第3回新株予約権</p> <p>② 新株予約権の割当日 平成23年7月29日</p> <p>③ 新株予約権の数 408個</p> <p>④ 目的となる株式の種類および数 普通株式40,800株</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 平成23年7月30日から平成53年7月29日まで</p> <p>⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p>	5名
	<p>① 名称 株式会社秋田銀行第4回新株予約権</p> <p>② 新株予約権の割当日 平成24年7月31日</p> <p>③ 新株予約権の数 419個</p> <p>④ 目的となる株式の種類および数 普通株式41,900株</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 平成24年8月1日から平成54年7月31日まで</p> <p>⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p>	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<p>① 名称 株式会社秋田銀行第5回新株予約権</p> <p>② 新株予約権の割当日 平成25年7月31日</p> <p>③ 新株予約権の数 669個</p> <p>④ 目的となる株式の種類および数 普通株式66,900株</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 平成25年7月30日から平成55年7月29日まで</p> <p>⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p>	8名
	<p>① 名称 株式会社秋田銀行第6回新株予約権</p> <p>② 新株予約権の割当日 平成26年7月31日</p> <p>③ 新株予約権の数 571個</p> <p>④ 目的となる株式の種類および数 普通株式57,100株</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 平成26年8月1日から平成56年7月31日まで</p> <p>⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p>	9名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その 他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 根津 昌史 指定有限責任社員 高橋 和典 指定有限責任社員 黒木 賢治	56	(非監査業務の内容) ・システムリスク管理態勢調査業務 ・外国口座税務コンプライアンス法導入に向けた体制整備支援

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
2. 会計監査人に対し、当行、当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は61百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

当行では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任の決定を行うことを方針として定めております。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、特に定めておりません。

8 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「当行の業務の適正を確保するための体制」（以下、「内部統制」という。）の整備について、以下のとおり定めております。

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役および取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、銀行の公共的使命と社会的責任等を基本とした企業倫理を構築し、その徹底をはかる。
- b 取締役会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程を制定するとともに、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。
- c コンプライアンスに関する統括部門として、コンプライアンス統括部を設置し、各部室店には、コンプライアンス責任者・担当者をそれぞれ配置する。また、コンプライアンスに関する重要事項を協議するため、コンプライアンス委員会を設置する。
- d コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3か月に1回以上、取締役会、監査役に対して報告する。また、監査部はコンプライアンス統括部と連携のうえ、コンプライアンス態勢について監査を行い、監査部を担当する取締役は、その結果を取締役会へ報告する。
- e 当行の役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス統括部へ報告する。この体制には、コンプライアンス相談窓口のほか、役職員が法令違反の疑義ある行為等を直接通報できる「あきぎんヘルpline」も含む。
- f 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力との取引を遮断するとともに、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および常務会等の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書保存規程に基づき保存、管理する。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションナル・リスクに分類し、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき把握、管理する。
- b リスク管理に関する統括部門として、経営企画部内にリスク統括室を設置する。

- c 各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。さらに、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況については、取締役会へ報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 当行の長期的安定成長をはかるため、原則として3か年ごとに向こう3営業年度を対象期間とした中期経営計画および初年度の短期経営計画を策定する。なお、短期経営計画は情勢の変化を勘案し、毎年度見直しを行う。
- b 経営計画は取締役会において決定し、決定された経営計画は行内に周知する。
- c 経営計画の進捗状況については、3か月に1回取締役会に対して報告する。取締役会は、計画および予算の実績報告に基づいて経営計画実施状況を検討し、必要ある場合はその対応を協議して適切な対策を講ずる。
- d 各部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務執行体制を構築する。なお、効率的な業務体制構築にあたっては、職制および分掌規程に基づき職務の分担を定める。

(5) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a 当行およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、経営企画部をその担当部署とする。実際の運営にあたっては、関連会社管理規程に基づき、管理する。
- b 経営企画部を担当する取締役は、グループ会社の営業活動および経営状況について、3か月に1回取締役会に対して報告するとともに、一定の要件に該当する事項については取締役会の承認を受けるものとする。
- c 監査部は、グループ各社に対する内部監査を実施し、監査結果を監査部担当の取締役および監査役に報告する。また監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会に対して報告する。
- d コンプライアンス統括部および経営管理部に「あきぎんヘルpline」窓口を設置し、グループ各社職員による法令違反の疑義ある行為等の通報を可能とし、通報を受けた窓口はただちに通報事項を所管する取締役に対して報告を行う。
- e 当行およびグループ各社は、財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項ならびにその使用者の取締役からの独立性に関する事項

- a 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の意向を尊重し当行の職員を監査役を補助すべき使用者として指名することができる。
- b 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用者への指示、命令する権限は監査役に委譲されたものとし、取締役の指示、命令は受けないものとする。

(7) 取締役および使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用者は監査役に対して、法定の事項に加え、当行および当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス相談窓口」または「あきぎんヘルpline」による通報状況およびその内容をすみやかに報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 監査役は、代表取締役と会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査についての意見交換を行う。
- b 監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役、執行役員および監査部等の職員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。

9 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10 その他

該当事項はありません。

第112期末 (平成27年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

第112期 (平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目								金 額
特 別 別 別	固 定 別 別	利 資 損 資 損	益 産 失 産	処 分 分	益 損 損			2
特 別 別 別	固 定 別 別	利 資 損 資 損	益 産 失 産	処 分 分	益 損 損			363
税 法 法 法	引 前 当 期	人 税 住 民 税 調	利 純 及 整 合	益 事 業 税				244
法 法 法	人 税 税 等 等	人 税 税 等 等	人 利 利	業 計 益				118
当 期	期	期	利	益				
								10,651
								2,290
								1,655
								3,945
								6,706

(平成27年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資 産 の 部)				
現 金 預 け 金	233,046	預 金	2,436,793	
コールローン及び買入手形	30,406	譲 渡 性 預 金	117,324	
買 入 金 錢 債 権	8,032	コールマネー及び売渡手形	16,703	
商 品 有 価 証 券	5	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	64,884	
金 錢 の 信 託	8	借 用 金	26,198	
有 価 証 券	1,027,820	外 国 為 替	34	
貸 出 金	1,545,393	そ の 他 負 債	16,286	
外 国 為 替	3,236	役 員 賞 与 引 当 金	20	
そ の 他 資 産	19,024	退 職 給 付 に 係 る 負 債	7,995	
有 形 固 定 資 産	21,137	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	25	
建 物	8,244	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	584	
土 地	10,947	偶 発 損 失 引 当 金	563	
建 設 仮 勘 定	1	繰 延 税 金 負 債	12,715	
その他の有形固定資産	1,944	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,783	
無 形 固 定 資 産	1,748	支 払 承 諾	7,266	
ソ フ ト ウ エ ア	1,507	負 債 の 部 合 計	2,709,177	
その他の無形固定資産	240	(純 資 産 の 部)		
退 職 給 付 に 係 る 資 産	4,333	資 本 金	14,100	
繰 延 税 金 資 産	161	資 本 剰 余 金	6,271	
支 払 承 諮 見 返	7,266	利 益 剰 余 金	108,129	
貸 倒 引 当 金	△17,998	自 己 株 式	△593	
投 資 損 失 引 当 金	△0	株 主 資 本 合 計	127,909	
資 産 の 部 合 計	2,883,621	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40,802	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2,113	
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,075	
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,061	
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	40,702	
		新 株 予 約 権	62	
		少 数 株 主 持 分	5,770	
		純 資 産 の 部 合 計	174,444	
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,883,621	

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常 収 益	48,061
資金 運用 収 益	31,133
貸出金 利息	19,777
有価証券 利息	10,827
コールローン 利息及び買入手形 利息	358
預け金 利息	98
その他の 受入 利息	70
役務取引 等 収 益	6,820
その他の 収 益	6,023
役務の 収 益	4,082
貸倒引当金 戻入 益	843
倒却債権 取立 益	1
その他の 収 益	3,238
経常 費 用	36,415
資金 調達 費 用	2,507
預譲渡 渡金 利息	1,284
コールマネー 利息及び売渡手形 利息	126
債券貸借 取引 支払 利息	74
借用金 利息	42
その他の 支払 利息	46
役務の 取引 等 費 用	933
その他の 取引 等 費 用	2,259
営業の 取引 等 費 用	5,260
その他の 取引 等 費 用	25,536
その他の 取引 等 費 用	851
経常 利益	851
経常 別利	11,645
固定別定 資産 産失	2
固定減定 資産 産失	363
税金等調整前当期純利益	11,283
法人税、住民税及び事業税	2,521
法人税等調整額	1,683
法人税等合計	4,204
少數株主損益調整前当期純利益	7,079
少數株主利益	162
当期純利益	6,916

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 根 津 昌 史	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 橋 和 典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 黒 木 賢 治	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋田銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 根 津 昌 史	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 橋 和 典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 黒 木 賢 治	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秋田銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

株式会社 秋田銀行 監査役会

監査役（常勤）	佐藤 隆夫	印
監査役（常勤）	大渕 宏見	印
監査役	西村 紀一郎	印
監査役	北嶋 正	印

（注）監査役 西村紀一郎および監査役 北嶋正は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

（以上）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

第112期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金3円

総額555,953,322円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月29日

2 別途積立金の積立に関する事項

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

現任の取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
1	みなと や たか お 湊屋 隆夫 (昭和26年9月25日)	昭和50年4月 当銀行入行 平成9年6月 同 本店営業部次長兼外国為替課長 平成11年2月 同 仙台支店長 平成13年6月 同 取締役審査部長兼企業経営支援室長 平成17年6月 同 取締役執行役員営業本部長兼営業支援部長 平成19年6月 同 常務取締役 平成21年6月 同 代表取締役専務 平成23年6月 同 代表取締役専務営業本部長 平成25年6月 同 代表取締役頭取（現任）	32,402株
2	あら や あき ひろ 新谷 明弘 (昭和30年2月9日)	昭和52年4月 当銀行入行 平成11年4月 同 人事部次長 平成14年3月 同 県庁支店長 平成17年6月 同 執行役員本店営業部長 平成19年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報室長 平成22年4月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報室長兼コンプライアンス統括部長 平成22年5月 同 常務取締役経営企画部長兼広報室長兼コンプライアンス統括部長 平成22年6月 同 常務取締役経営企画部長兼広報室長 平成23年6月 同 常務取締役事務本部長 平成25年6月 同 代表取締役専務（現任）	25,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
3	東海林 利夫 (昭和30年1月5日)	昭和52年 4月 当銀行入行 平成12年 3月 同 営業統括部次長 平成14年 3月 同 横手支店長 平成17年 6月 同 県庁支店長 平成19年 6月 同 執行役員経営管理部長 平成21年 6月 同 取締役執行役員経営管理部長 平成22年 6月 同 取締役執行役員審査部長兼企業経営支援室長 平成23年 6月 同 常務取締役 平成25年 6月 同 常務取締役事務本部長（現任）	16,000株
4	佐々木 利幸 (昭和34年5月16日)	昭和57年 4月 当銀行入行 平成12年 3月 同 営業統括部長代理 平成16年 3月 同 秋田支店長 平成18年 6月 同 郡山支店長 平成21年 6月 同 東京支店長兼東京事務所長 平成23年 6月 同 執行役員本店営業部長 平成25年 6月 同 取締役執行役員本店営業部長 平成26年 6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報C S R室長（現任）	16,000株
5	高田 真千 (昭和33年10月24日)	昭和57年 4月 当銀行入行 平成19年 3月 同 牛島支店長 平成21年 6月 同 郡山支店長 平成23年 6月 同 東京支店長兼東京事務所長 平成24年 6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長 平成25年 6月 同 執行役員地区統括役員（雄平地区） 平成26年 6月 同 取締役執行役員営業副本部長（現任）	15,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
6	渡邊 靖彦 (昭和14年5月12日)	昭和48年5月 秋田中央交通株式会社代表取締役社長（現任） 昭和54年6月 株式会社秋田中央観光社（現 秋田中央交通株式会社）代表取締役会長 当銀行監査役 昭和54年12月 平成7年8月 秋田商工会議所副会頭 平成13年6月 当銀行取締役（現任） 平成16年10月 秋田中央トランスポート株式会社代表取締役社長 平成16年11月 秋田商工会議所会頭 平成22年9月 秋田中央トランスポート株式会社代表取締役会長（現任） 平成26年1月 秋田商工会議所名譽会頭（現任）	365,552株
7	豊口祐一 (昭和15年11月25日)	昭和47年4月 弁護士登録 昭和48年8月 豊口法律事務所所長（現任） 昭和48年10月 秋田家裁・秋田簡裁調停委員 昭和62年7月 秋田県収用委員会会長 平成元年3月 秋田弁護士会会长 平成元年4月 日本弁護士連合会理事 平成元年5月 東北弁護士連合会副会長 平成17年6月 当銀行監査役 平成26年6月 当銀行取締役（現任）	14,000株
8 (新任)	諸橋正弘 (昭和22年4月22日)	昭和57年9月 秋田酒類製造株式会社入社 平成8年9月 同 常務取締役営業部長 平成13年8月 同 代表取締役社長 平成24年8月 同 非常勤取締役（現任）	39,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
9	小野秀人 (昭和34年3月26日)	昭和57年4月 当銀行入行 平成12年4月 同 人事部部長代理 平成16年4月 同 福島支店長 平成18年6月 同 土崎エリア統括土崎支店長 平成21年6月 同 仙台支店長 平成23年6月 同 執行役員事務統括部長 平成25年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報C S R室長 平成26年6月 同 取締役執行役員経営管理部長 (現任)	19,000株
10	工藤孝徳 (昭和36年1月22日)	昭和58年4月 当銀行入行 平成17年4月 同 経営企画部次長 平成18年4月 同 新潟支店長 平成20年6月 同 証券国際部長 平成22年6月 同 証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長 平成23年6月 同 執行役員経営企画部長兼広報C S R室長 平成25年6月 同 取締役執行役員営業副本部長兼地域サポート部長 平成26年6月 同 取締役執行役員審査部長兼企業経営支援室長 (現任)	10,000株
11 (新任)	木村仁 (昭和34年5月15日)	昭和57年4月 当銀行入行 平成16年7月 同 経営管理部部長代理 平成20年4月 同 ニツ井支店長 平成22年6月 同 横手支店長 平成24年6月 同 執行役員地区統括役員 (雄平地区) 平成25年6月 同 執行役員大館支店長 平成26年7月 同 執行役員大館・比内エリア統括大館支店長 (現任)	5,000株

(注) 1. 渡邊靖彦氏は、秋田中央交通株式会社の代表取締役であり、同社と当行との間には通常の金融取引があります。その他の取締役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。

2. 渡邊靖彦氏、豊口祐一氏および諸橋正弘氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

① 渡邊靖彦氏につきましては、地元企業の経営者として、更には、秋田商工会議所名誉会頭としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- ② 豊口祐一氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当行の経営に反映していくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- ③ 諸橋正弘氏につきましては、長年にわたり地元企業の経営者を務めた豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- ① 渡邊靖彦氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって14年となります。
- ② 豊口祐一氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
- 当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。
- 社外取締役候補者の渡邊靖彦氏および豊口祐一氏は、当行との間で責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は同様の契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者の諸橋正弘氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 当行と社外取締役との間の責任限定契約の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 取締役候補者の当行における地位及び担当につきましては、14頁も併せてご覧ください。

(以 上)

株主総会会場ご案内略図

会 場 秋田市山王三丁目2番1号
秋田銀行本店10階大會議室
電 話 (018) 863-1212 (代表)

